

# 100周年を迎えた調停制度

我が国の調停制度は、大正11年(1922年)10月1日の借地借家調停法に基づく借地借家調停からスタートし、令和4年(2022年)10月、発足100周年を迎えます。

## 調停ってどんな手続？



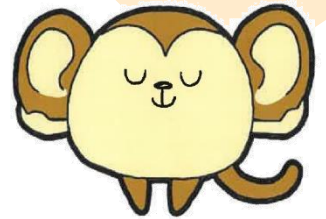
「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

メガネアイ

調停委員会（裁判官又は調停官1人と一般市民から選ばれた調停委員2人以上で構成されます。）が、当事者の言い分を聴き、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせん、解決案の提示を行い、法的な観点を基本に置きながらも、争いの実情に応じた柔軟な解決を図る手続です。

「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

オオミミアイ



## 調停の特徴は？

- 訴訟と比べると、申立てが簡単で費用も低額です。
- 手続が非公開で行われるため、当事者のプライバシーが守られます。
- 調停の進行に当たっては、当事者双方が同席することもあります。相手と顔を合わせずに進めることもあります。
- 調停が成立した場合には、調停調書（話し合いの内容を記載した文書）が作られ、その内容によっては、確定した判決や審判と同様に、合意を守らない相手に対して強制的に義務を履行させることができます。

## こんなトラブルで、調停が利用されています！

### 民事調停

貸金、立替金などの問題  
給料、報酬などの問題  
家賃、地代の不払・改定などの問題  
損害賠償(交通事故ほか)などの問題  
近隣関係の問題

など

### 家事調停

離婚に関する問題  
夫婦の協力扶助に関する問題  
財産分与に関する問題  
子の養育費や面会交流に関する問題  
遺産の分割に関する問題

など

## 行事等のお知らせ



「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

ハナシアイ

当裁判所では**出前講義**や**裁判所見学**の申込みを随時受け付けております。

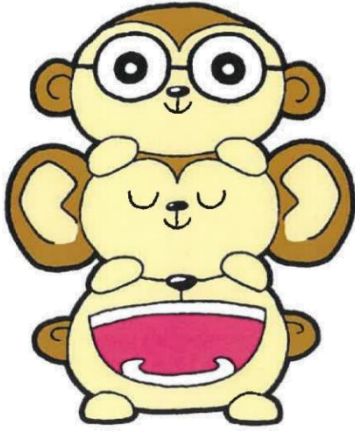
調停制度について、もっと詳しくお知りになりたい方は、当裁判所広報係（電話番号：024-534-2194）までお問合せください！

**出前講義**：裁判所職員が、皆さんの学校・職場などにお伺いし、調停制度についてご説明します。

**裁判所見学**：法廷の見学等のほか、ご希望に応じて調停制度に関する説明なども行います。

100  
調停制度発足100周年

# どんな人が調停委員になれるの？



調停委員に求められる資質は、公正を旨とし、豊富な社会常識と広い視野、柔軟な思考力、調整力、そして的確な判断力です。

応募希望者

団体の推薦

応募申込

地裁（民事調停委員）  
家裁（家事調停委員）  
任命候補者を選考

任命候補者上申

最高裁判所が任命

民事調停委員

家事調停委員

調停委員になるためには、各地方公共団体、弁護士会その他多くの団体機関から推薦を受ける方法のほか裁判所に申込書を提出して応募する方法があります。民事調停委員又は家事調停委員のいずれを希望するかは、申込書に記載します。

地方裁判所及び家庭裁判所が、各界から推薦のあった方や応募申込のあった方の中から、書類審査や面接等によって、調停委員にふさわしい方を任命候補者として選考し、最高裁判所に上申します。

最高裁判所は、これらの候補者の中から、民事調停委員及び家事調停委員の適任者を選び、民事調停委員及び家事調停委員に任命します。



法律に詳しくなくても調停委員に応募できます！豊富な社会経験、人生経験を持つ良識豊かな方や法律以外の専門的知識を備えた方を調停委員に迎えています。裁判所では、調停委員のキャリアに応じた様々な研修を執り行っています！！

調停制度発足100周年広報用キャッチコピー

よく聴いて もつれた糸を 解きほぐし  
未来つむいで 調停100年

